

7 瀬戸内海の環境保全対策

表 7-5 特定事業場の排水量規模別内訳

(平成31年3月末現在)

区 分	全 特 定 事 業 場 数	排水量規模				水質汚濁防止法 第5条第3項 (②、④以外の 有害物質使用特 定事業場)	有害物質貯蔵指 定事業場(うち 有害物質貯蔵指 定施設のみ)	
		① 1日当たりの 平均排水量50m ³ 以上の事業場数	② うち有害物質 使用特定事業所	③ 1日当たりの 平均排水量50m ³ 未満の事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業所			
平成 31 年 3 月 末 現 在 (A)		261,765 (3)	31,195	3,701 (2)	226,631	10,636 (1)	3,939	3,837 (468)
	水質汚濁防 止法上の特 定事業場	258,523 (3)	28,182	3,175 (2)	226,402	10,607 (1)	3,939	
	瀬戸内海法 上の特定事 業場	3,242	3,013	526	229	29		
平成 30 年 3 月 末 現 在 (B)		262,187 (2)	31,441	3,694 (1)	226,838	10,764 (1)	3,908	3,766 (448)
	水質汚濁防 止法上の特 定事業場	258,888 (2)	28,378	3,188 (1)	226,602	10,737 (1)	3,908	
	瀬戸内海法 上の特定事 業場	3,299	3,063	506	236	27		
対 前 年 比 (A/B)		(100%)	(99%)	(100%)	(100%)	(99%)	(101%)	(102%)
	水質汚濁防 止法上の特 定事業場	(100%)	(99%)	(100%)	(100%)	(99%)	(101%)	
	瀬戸内海法 上の特定事 業場	(98%)	(98%)	(104%)	(97%)	(107%)		

- 注) 1. 水質汚濁防止法上の特定事業場数は全国を対象としている。
 2. (%)内の数値は全特定事業場に対する構成比である。
 3. 数字下の()内の数値は全特定地下浸透水の浸透に係わるもので内数である。
 4. 水質汚濁防止法第5条第3項の有害物質使用特定事業場、及び、有害物質貯蔵指定事業場は、平成24年6月から新たに規制対象に追加。
 5. 有害物質貯蔵指定施設のみの事業場には、瀬戸内海法上の特定事業場に有害物質貯蔵指定施設が設置されている事業場も含まれる。

出典：「平成30年度 水質汚濁防止法等の施行状況」(環境省、令和2年6月)